

届出に必要な書類と記載方法
(通所リハビリテーション)
(介護予防通所リハビリテーション)

千葉県健康福祉部

高齢者福祉課

届出に必要な書類と記載方法

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

「みなし指定」の届出に係る提出書類は、以下のとおりです。

	提出書類	説明
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供し、介護給付費の請求を行うためには、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出する必要があります。 介護保険事業所番号の欄には、7桁の医療機関コードの前に「121」をつけた10桁の番号を記載してください。
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅サービス) (別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> 通所リハビリテーションの加算に係る状況について記載してください。
3	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス) (別紙1-2)	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防通所リハビリテーションの加算に係る状況について記載してください。
4	加算の要件を満たしていることを確認できる書類 (添付書類等)	<ul style="list-style-type: none"> 各種加算を算定する場合は、1～3の書類に加え、添付書類が必要となる場合があります。詳細については県ホームページ「加算等に関する届出について」をご確認ください。 <p>(URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/tetsuzuki/kaigo/kaigokyuufu.html)</p>
5	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項 (付表7)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所名称、住所等の必要事項を記載してください。 人員、設備等に関する基準に適合しているか確認するために必要な事項を記載してください。
6	病院・診療所の使用許可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所において行う場合添付してください。
7	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設又は介護医療院において行う場合添付してください。
8	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1) <ul style="list-style-type: none"> 資格証の写しを添付 経験看護師等の経歴書 (参考様式2) を添付 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者及び従業者全員の毎日の勤務すべき時間数 (4週間分) を記載してください。 職種の分類は、次のとおりです。 (管理者／医師／看護職員／経験看護師／理学療法士／作業療法士／言語聴覚士／介護職員／その他) 従業者は、単位ごとにまとめて記載してください。 資格が必要な職種については、資格証の写しを添付し、資格証を法人代表名で原本証明してください。 診療所において事業を実施する場合で、経験看護師等を配置する場合は、経験看護師等の経歴書 (参考様式2) を添付してください。

9	事業所の平面図（参考様式3） ・設備基準に係るものの写真を添付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の平面図（用途、面積及び備品の位置を明示した、A4判又はA3判のもの）を添付してください。 ・ 設備基準に係るものの写真を添付してください。
10	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員 5 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 非常災害対策 9 その他運営に関する重要事項 ・ 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を添付してください。 ・ 営業日は年間の休日を、営業時間は送迎時間を除いて定めてください。 ・ 利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。 ・ 通常の事業の実施地域については、市区町村単位を基本とします。 ・ 施行日は指定日としてください。

※書類は特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。

※届出の際は、「通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所(みなし指定)の届出に係る提出書類一覧」を必ず添付してください。